

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成22年条例第52号。

以下「条例」という。）第11条の規定に基づく補助金の交付に関し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物 伝統的建造物群保存地区内（以下「保存地区内」という。）における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物をいう。
- (2) 建造物 伝統的建造物及び保存地区内における伝統的建造物以外の建築物その他の工作物をいう。
- (3) 環境物件 保存地区内における伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため特に必要と認められる物件をいう。
- (4) 修理 豊田市足助伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」という。）に定められた修理基準に基づいて行われる伝統的建造物の保存のための行為（必要に応じた耐震対策工事を含む）をいう。
- (5) 修景 歴史的環境を高めるために特に重要な場所において、保存計画に定められた修景基準に基づいて行われる伝統的建造物以外の建築物に係る行為をいう。
- (6) 復旧 保存計画で特定している環境物件を復旧する行為をいう。
- (7) 管理 保存地区内の環境整備及び防災施設、標識、説明板等の施設設備の設置その他伝統的建造物群保存地区の保存のために行われる行為をいう。
- (8) 外観 通常望見できる屋根、外壁、軒回り及び外部に面する建具等をいう。ただし、修理の場合にあっては、屋根及び外壁にこれらと密接な関係を有する基礎、土台、柱、梁等の主たる構造物及び下地を含むものとし、修景の場合にあっては、屋根及び外壁に下地を含むものとする。
- (9) 構造耐力上主要な部分 基礎、土台、床組、壁及び軸組（内部表面仕上げを除く。）、柱、筋かい及び火打ち材、小屋組、横架材（はり、けた等）その他これらに類する構造耐力上必要なものをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、保存地区内における建造物及び環境物件（以下「建造物等」という。）の修理、修景、復旧又は管理（以下「修理等」という。）に係る費用の一部を補助することにより、当該建造物等の保存を図り、もって、本市の文化の向上に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、保存地区内における土地、建造物又は環境物件の所有者等で保存計画に基づいてその修理等を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか該当する者は補助事業者としない。

（1）市税を滞納している者

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

（3）暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（4）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

（5）その役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいると認められる法人又団体

（補助事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、次に掲げるものとする。

（1）市からこの要綱に基づく補助金その他の補助（次に掲げる補助金その他の補助を除く。）を受けていない建造物等の修理等。

ア 豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金（伝統的建造物以外の建造物に係るものに限る。）

イ 豊田市山村地域等空き家再生事業補助金（当該補助金の対象経費が別表に掲げる補助対象経費でないものに限る。）

ウ 豊田市山村地域等定住応援補助金（当該補助金を受給した者が居住する建築物の修理等を対象とする場合に限る。）

エ 豊田市すこやか住宅リフォーム助成金（当該補助金を受給した者が居住する建築物の修理等を対象とする場合で、補助対象経費が別表に掲げる補助対象経費でないものに限る。）

オ 足助地区空き家店舗活用補助金（当該補助金の対象経費が別表に掲げる補助対象経費でないものに限る。）

カ 豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金（当該補助金の対象経費が別表に掲げる補助対象経費でないものに限る。）

（2）市からこの要綱に基づく補助金の交付を受けた建造物等で、第17条に規定する維持管理の義務期間を経過したものの修理等

2 市からこの要綱に基づく補助金の交付を受けた建造物等が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、土石流その他の災害等により被害を受けた場合には、前項第2号の規定にかかわらず、当該被害を受けた建造物等の修理等を補助事業とする。この場合において、第14条第4号の規定は適用しない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、工事費、設計費及び工事管理費とする。

（補助金額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、同表に掲げる上限額を限度とする。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（国庫補助金の上乗せ）

第8条 災害復旧に係る補助事業に対する国庫補助金については、この要綱に基づく補助金に上乗せして交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する日の60日前までに、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）付近見取図又は位置図
- （2）配置図
- （3）現況のカラー写真
- （4）設計図及び仕様書
- （5）設計書又は見積書
- （6）事業計画書（様式第2号）
- （7）所有者の同意書（申請者と所有者が異なる場合）
- （8）現状変更行為許可／許可変更／申請書の写し
- （9）団体調書及び役員名簿（申請書が団体の場合）
- （10）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会（条例第12条第1項に規定する審議会をいう。）の意見を聴いた上で、交付申請書の提出期限を変更することができる。

3 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（事業内容の変更等）

第11条 前条第2項の規定による交付決定通知を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとする申請者は、あらかじめ市長に豊田市伝統的建造物群保存地区補助事業変更等承認申請書（様式第4号。以下「変更等承認申請書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更等承認申請書には、第9条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付しなければならない。

3 市長は、変更等承認申請書が提出されたときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは前条第1項の決定を変更し、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により決定を変更した場合は、併せて前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

5 第1項及び第3項の規定は、補助事業を中止する場合に準用する。

（完了報告書）

第12条 申請者は、補助事業が完了（中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い期日までに、豊田市伝統的建造物群保存地区補助事業完了等報告書（様式第6号。以下「完了等報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）竣工図及び実施設計図書

（2）補助事業を記録したカラー写真

（3）契約書の写し

（4）領収証その他の費用の支払を証明する書類

（5）施工業者の事業完了届の写し

（6）事業実績書（様式第7号）

（7）その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の完了報告書の提出に当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により完了等報告書が提出されたときは、完了検査を実施し、補助事業の実施結果が第10条の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。
- （2）虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （4）補助事業の完了の日から起算して10年以内に当該補助事業に係る建造物等の改造、取壊し等を行ったとき。
- （5）第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- （6）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金返還通知書（様式第10号）により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（維持管理義務）

第17条 申請者及び補助事業に係る建造物等の所有者は、補助事業の完了の日から起算して10年の間、当該建造物等の適正な維持管理に努めなければならない。

（書類の保管）

第18条 申請者は、補助事業に関する書類を整理し、補助事業の完了の日から起算して10年の間、これを保管しておかななければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第 6 条及び第 7 条関係）

補助対象経費、補助率及び上限額

事業の種類	補助対象経費	補助率	上限額
伝統的建造物の 修理	外観及び構造耐力上主要な部分を修理 基準により修理する際に要する経費	8／10	5,000万円
保存地区内の管 理	保存地区内の管理に要する経費	8／10	100万円
伝統的建造物以 外の建築物等の 修景	外観を修景基準により修景する際に要 する経費	6／10	500万円
環境物件の復旧	樹木等を復旧するのに要する経費	8／10	100万円

様式第 1 号（第 9 条関係）

（表）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者） 住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日）

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付申請書

伝統的建造物群保存地区内において、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱第 5 条に規定する補助事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

記

補助事業実施場所	豊田市 足助町		
※ 過去の確定通知書の番号 及び補助金の交付額	年 月 日付け・第 号		円
	年 月 日付け・第 号		円
	合 計		円
豊田市の他制度での 補助金その他補助の有無	☐ 有 ☐ 無 補助名		
補助金交付申請額	金 円		
補助事業の内容			
補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで		

記入上の注意 補助金の交付を受けた後に当該補助金を返還している場合は、※印の欄に返還額を記載してください。

- 添付書類
- 1 付近見取図又は位置図
 - 2 配置図
 - 3 現況のカラー写真
 - 4 設計図及び仕様書
 - 5 設計書又は見積書
 - 6 事業計画書
 - 7 所有者の同意書（申請者と所有者が異なる場合）
 - 8 現状変更行為許可／許可変更／申請書の写し
 - 9 団体調書及び役員名簿（申請者が団体の場合）
 - 10 その他市長が必要と認める書類

(裏)

＜補助金申請の同意・誓約事項＞

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	☐
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	☐

<法人番号> ※不明な場合は国税庁ＨＰ「法人番号公表サイト」でご確認ください。

[illegible]

様式第2号（第9条関係）

(表)

事業計画書

1. 事業内容

[illegible]

(裏)

2. 収支予算書

(1) 収 入

項 目	金 額 (円)
補 助 金	
自 己 資 金	
他の補助金 ()	
合 計	

(2) 支 出

項 目		金 額 (円)
補 助 対 象 経 費		
	小 計	
補 助 対 象 と な ら な い 経 費		
	小 計	
合 計		

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました豊田市伝統的建造物群保存地区補助金につきましては、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり交付します。

補助金交付決定額	金 円
補助事業実施場所	豊田市 足助町
補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
交 付 の 条 件	

- 備考 1 補助対象経費、補助事業の期間等、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ豊田市伝統的建造物群保存地区補助事業変更承認申請書を提出してください。
- 2 補助事業が完了したときは、期限内に豊田市伝統的建造物群保存地区補助事業完了報告書を提出してください。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日〕

豊田市伝統的建造物群保存地区補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のありました豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱第5条に規定する補助事業につきまして、次のとおり ☐変更☐中止したいので、豊田市補助金等交付規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更する事項	
変更の内容	
変更の理由	

記入上の注意 ☐のところは、該当するものにレ印を付してください。

- 添付書類
- 1 交付申請時に添付した書類のうち、変更に係るもの（中止の場合を除く。）
- 2 その他市長が必要と認める書類

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長 印

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付変更等決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱第5条に規定する補助事業に対する補助金の交付決定につきまして、豊田市補助金等交付規則第8条第2項の規定により次のとおり変更し、同規則第9条の規定により通知します。

決 定 の 理 由	☐ 補助事業の変更 ☐ 補助事業の中止	
補助事業実施場所	豊田市 足助町	
変更の内容		
補助金交付決定額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
変 更 の 条 件		

年 月 日

豊田市長 様

(報告者) 住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日〕

豊田市伝統的建造物群保存地区補助事業完了等報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のありました豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱第5条に規定する補助事業を ☐完了 ☐中止 しましたので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業実施場所	豊田市 足助町
補助事業を完了 又は中止した日	年 月 日

記入上の注意 ☐のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 竣工図及び実施設計図書
- 2 補助事業の実施を記録したカラー写真
- 3 契約書の写し
- 4 領収証その他の費用の支払を証明する書類
- 5 施工業者の事業完了届の写し
- 6 事業実績書
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

(表)

事業実績書

1 事業内容

[illegible]

(裏)

2 収支決算書

(1) 収 入

項 目	金 額 (円)
補 助 金	
自 己 資 金	
他の補助金 ()	
合 計	

(2) 支 出

項 目		金 額 (円)
補 助 対 象 経 費		
	小 計	
補 助 対 象 と な ら な い 経 費		
	小 計	
合 計		

様式第8号（第16条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（報告者） 住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日）

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があつた豊田市伝統的建造物群保存地区補助金に係る消費税等仕入控除税額について、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 額の確定の通知額
円
- 2 完了報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を差し引いた額）
円
- 5 添付書類
3の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円の場合でも提出すること。

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長 

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告書のありました豊田市伝統的建造物群保存地区補助金につきまして、豊田市補助金等交付規則第11条第1項の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

確定した補助金の額	金	円
-----------	---	---

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長 

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金返還通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱第 5 条に規定する補助事業に対する補助金につきまして、豊田市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じます。

補 助 金 の 額	当 初	金 円	年 月 日付け 豊 発 第 号
	変更後	金 円	年 月 日付け 豊 発 第 号
返還すべき金額	金 円		
返 還 の 期 限	年 月 日		
返 還 の 方 法			
取 消 し の 理 由			